

議会だより

第 157 号

2008年（平成20年）5月1日発行

- 発行 北海道訓子府町議会
- 編集 訓子府町議会広報特別委員会



おめでとう“幼稚園の入園式”

4月8日「訓子府幼稚園」では、4歳児の新入園児44名に訓子府町交通安全協会から、交通安全を願い「黄色い交通安全帽子」が贈られました。

3月定例会等の主な内容

3月定例会で審議した議案

2～5ページ

行政報告 意見書

5ページ

平成20年度各会計の決算を認定

6～7ページ

一問 何故、今 訓子府町民に町民基本条例(仮称)が必要か^{ほか}

8～14ページ

委員会レポート

15ページ

議会の主なうごき

あとがき

16ページ

31件^{ほか}を審議

予算審査特別委員会で審査し 原案とおり可決…

平成20年第1回定例会を3月11日から3月21日までの8日間にわたって開催し、町長から定例会招集のあいさつ及び行政報告のあと、各会計補正予算の可決後、町政・教育行政執行方針の演説、平成20年度予算関連議案及び各会計予算などの提案理由の説明が行われた。

3月13日・14日に議員7人による一般質問、

3月定例会 の あらまし

3月14日午後から19日まで予算審査特別委員会において新年度予算を審議した。

3月21日には平成20年度予算関連議案及び各会計予算案と追加議案6件をいずれも原案のとおり可決、意見書案2件についても原案のとおり可決、報告4件も了承し、当初の日程を1日残して閉会した。

こんなことを 決めました

◆平成19年度一般会計補正予算（第8号）「挙手採決」により原案可決

歳入歳出予算に3,229万3千円を追加し、総額を43億5,390万9千円とした。

その主な歳出内容は

総務費

- 財政調整基金、鉄道跡地整備などの積立金1億6,698万5千円を追加
- バス運行に係る国・道の補助金額の確定に伴う、生活交通路線維持対策事業費補助金64万3千円を減額

民生費

- 入院医療費の増加に伴い、乳幼

衛生費

- 児医療費助成63万6千円及び、ひとり親家庭等医療費助成91万4千円を追加

- 入札結果に伴い、後期高齢者医療電算システム開発業務委託料600万6千円を減額
- 町民健診の受診対象者の減により、委託料130万円を減額

農林水産業費

- 公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定に伴い、委託料、公有財産購入費など畜産振興事業1,751万2千円を減額

土木費

- 南13線交通安全整備事業の入札結果に伴い、委託料366万7千円、工事請負費187万3千円を減額

また、用地取得の一部前倒しにより、公有財産購入費554万円を追加

教育費

- 入学者の減少による、訓子府高等学校教育振興会議交付金349万6千円を減額
- 燃料の高騰による、訓子府中学校暖房用燃料109万円を追加
- レクリエーション公園のスケートリンク設置を取り止めたことによる、維持管理業務委託料262万5千円を減額

◆平成19年度国保会計補正予算（第4号）

歳入歳出予算に3,167万3千円、原案可決

第1回 定例会



議員報酬や町特別職、
町職員の給料を4月
から引き下げる改正
条例を制定 など

議案

…平成20年度各会計予算は

円を追加し、総額を10億211万6千円とした。

その主な歳出内容は

。国保保険者電算システム改修業務の執行残により、204万5千円を減額

。医療費の増額に伴う、一般被保険者等療養給付費不足分3,650万円を追加

。拠出金額の確定に伴う、保険財政共同安定化事業拠出金190万6千円を減額

◆平成19年度老人保健会計補正予算(第2号) 原案可決

歳入歳出予算から3,181万4千円を減額し、総額を8億1,247万4千円とした。

その主な歳出内容は、老人医療費の減少に伴い、老人保健医療費給付費や高額医療費などの減額

◆平成19年度介護保険会計補正予算(第2号) 原案可決

歳入歳出予算から7,756万6千円を減額し、総額を4億43万2千円とした。

その主な歳出内容は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などの減額

◆平成19年度下水道会計補正予算(第2号) 原案可決

歳入歳出予算から3,936万6千円を減額し、総額を2億185万3千円とした。

その主な歳出内容は、農業集落排水施設の修繕料や合併処理浄化槽設置戸数の減少による個別排水処理浄槽設備工事費などの減額

◆平成19年度水道会計補正予算(第3号) 原案可決

水道事業費用から880万8千円を減額し、総額を2億428万4千円とした。

その主な支出内容は、水道施設機械等修繕費や決算に伴う執行残による減額

資本的支出から3,260万8千円を追加し、総額を1億96万8千円とした。

その主な支出内容は、配水管延長連絡等整備工事費の減額や起債の繰り上げ償還に伴う企業債元金の追加など。

◆後期高齢者医療に関する条例の制定「挙手採決」により原案可決

後期高齢者医療制度の実施に伴い保険料の通知や徴収など、町が行う事務について条例を制定した。

◆乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正 原案可決

後期高齢者医療制度の実施に伴い、「老人保健法」が「高齢者の医療

の確保に関する法律」に名称が改められたことにより、条例を改正した。

◆重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正 原案可決

後期高齢者医療制度の実施に伴い、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が改められたことにより、条例を改正した。

◆介護保険条例の一部改正する条例の一部改正 原案可決

平成20年度の介護保険料の激変緩和措置を設けるため、条例を改正した。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正 原案可決

地方公務員の「育児のための短時間勤務制度」の導入に伴い、条例を改正した。

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 原案可決

地方公務員の「育児のための短時間勤務制度」の導入に伴い、条例を改正した。

◆職員給与条例の一部改正

地方公務員の「育児のための短時間勤務制度」の導入に伴い、条例を改正した。

◆ふるさとおもいやり寄付条例の制定

原案可決

町民、町外の方も含め、本町のまちづくりに参加し、寄付者の社会的投資を具体的に実現することにより、特色あるふるさとづくりを実現することを目的とするため、条例を制定した。

◆町税条例の一部改正

「挙手採決」により原案可決

後期高齢者医療制度の実施に伴い地方税法の一部改正により、町税条例を改正した。

◆幼稚園保育料等徴収条例の一部改正

原案可決

保育料を8,660円から8,860円に改めるとともに、税源移譲による所得階層の税額を見直すため、条例を改正した。

◆地域集会所設置条例の一部改正

原案可決

中の沢地域集会所を福野実践会に無償譲渡するため、条例を改正した。

◆財産の無償譲渡

原案可決

中の沢地域集会所を福野実践会が使用する集施設として、無償譲渡することにした。

〈追加議案〉

◆平成19年度一般会計補正予算（第9号）「挙手採決」により原案可決

歳入歳出予算から199万1千円を減額し、総額を43億5,191万8千円とした。

その主な歳出内容は、国保会計の国保保険者電算システム改修費用及び国庫補助金の確定に伴う、繰出金の減額

◆平成19年度国保会計補正予算（第5号）「挙手採決」により原案可決

歳入歳出予算に521万1千円を追加し、総額を10億732万7千円とした。

その主な歳出内容は、後期高齢者医療制度実施に伴う、国保保険者電算システム改修委託料及び国保ライオンOS切替業務委託料の追加など。

◆職員の給与の特例に関する条例の制定「挙手採決」により原案可決

平成23年3月31日まで町職員の給料月額を一律4%減額するため、条例を制定した。

◆職員給与条例の一部改正

原案可決

自己所有住宅に居住している町職員の住宅手当を月額1万3千円から1万円に減額するため、条例を改正した。

◆議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

原案可決

議員報酬を約3%引き下げるため

議員提案により条例を改正した。

役職名	報酬月額（改正前月額）
議長	27万円（27万9千円）
副議長	21万2千円（21万9千円）
委員長	19万4千円（20万1千円）
議員	18万円（18万5千円）

◇実施期間 平成20年4月1日～平成23年4月30日

（現職議員の任期中）

◆町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正

原案可決

特別職報酬等審議会の答申により、当分の間、副町長（現在設置せず）、教育長の給料を10%引き下げるため、条例を改正した。

役職名	給料月額（改正前月額）
副町長	54万9千円（61万円）
教育長	49万5百円（54万5千円）

教育長の給料が10%の削減で、年間89万9千円の減となり、管内でも最低の額となるが、課長職の給料を下回るなどの問題はないのか。

課長職の給料を下回ることではなく、問題はない。

今回の給料削減では、町職員とは昨年からの協議してきたとの説明

で、特別職報酬等審議会では3月5日に決定とあるが、議員については、議会開会中に三度も全員協議会を開いて協議していることから、このような案件は十分時間をかけ協議すべきでないか。

今後はもっと時間をかけて議論する時間をつくりたい。

◆専決処分報告

報告了承

公用車事故による損害賠償の額を次のとおり決定及び和解した。

◇相手方 三谷 大行さん（旭町）

◇損害賠償額 15万3,825円

◆定期監査結果報告

報告了承

監査委員から、平成19年度に実施した定期監査の結果、「平成19年11月の建設工事等の現地調査及び同年12月末日現在における各会計の予算執行状況、町税等収納状況などについて監査を実施した結果、適正な行政運営がされていることを認める」との報告があり、これを了承した。

なお、監査委員からの意見として、

①町税などの滞納繰越を減少させるための具体的方策（不納欠損時効中断の活用及び徴収目標の設定など）を図り、安易に不納欠損の措置を行われないように配慮すること。

②国民健康保険事業会計については、財政調整基金の保有状況を考えて

ると、今後の財政運営について早急な検討が必要である。

③水道事業会計については、今後も漏水改善を図り、有収率向上に努めること。

◆出納検査結果報告 報告了承

監査委員から、1月から3月までの一般会計、特別会計及び水道事業会計について例月出納検査を実施した結果、出納事務は適法に行われ、異状ないものと認めた旨の報告があり、これを了承した。

◆所管事務調査 原案可決

総務文教・産業建設の各常任委員会から所管事務調査について、平成20年度閉会中も継続して調査できるよう議長に対し議決の願いがあり、これを可決した。

町長の 行政報告

北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算について

北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算で、残余財産の分配金については、一株5万円の額面に対し、4万8,252円の分配となっており、1月22日に全株主への分配を完了し

た報告を受け、本町分については持ち株489株で、2,359万5,228円が1月15日に入っております。

3月15日の臨時株主総会での決算報告の承認をもって、会社清算の全ての処理が終えたことになりました。

寄贈車両の譲与について

昨年9月26日に坂井悠紀さんから藍綬褒章らんじゅほうしょうの受章を記念し、大型ワゴン車（15人乗り）が寄贈されました。

寄贈された車両は寄付者の意思により12月22日に町から北見地区消防組合に譲与しております。

なお、この車両は「さかい号」と命名し、訓子府消防団の団員輸送に活用させていただきます。

福祉灯油助成制度の実施について

冬期間の暖房に使用する灯油代の高騰に対処するため、所得の低い高齢者、障がい者、ひとり親家庭などに対し暖房費の一部を助成する「福祉灯油助成制度」を実施しました。助成金額は1世帯9,000円で、1月7日の受付開始から2月末までに320件の申請があり、このうち要件に該当する268件に総額241万2千円の助成を実施しました。

議決した 意見書

議員提案により次の意見書案が提出され、原案のとおり可決し、政府関係機関に意見書を提出した。

◆季節労働者対策の強化を求める要望意見書

1. 雇用保険の特例一時金の削減を凍結し、「50日分」に戻すこと。
2. 「通年雇用促進支援事業」予算を大幅に増額するとともに、季節労働者の実態に即した弾力的運用を図ること。また、季節労働者の冬期の失業に対し、公的就労と所得保障など、実効ある追加対策を講ずること。
3. 大都市圏に偏重した公共事業を抜本的に改め、地方における生活密着型の公共事業を拡大すること。また、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

◆「道路の中期計画」の推進に関する要望意見書

1. 道路特定財源については、平成20年度以降も、現行の税率水準を維持する法案を今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な道路整備のための財源を確保すること。
2. 地方が真に必要な道路整備や維持管理を行うにあたっては、地方への配分割合を高めることなどにより、地方における道路整備財源の充実に努めること。
3. 地方の様々なニーズに柔軟に対応する道路整備を進めるため、地方道路整備臨時交付金制度については、平成20年度以降も継続すること。

平成20年度予算 総額55億450万円(水道会計を除く)を可決

一般会計は前年度比3.4%減の38億7,570万円

各 会 計 予 算

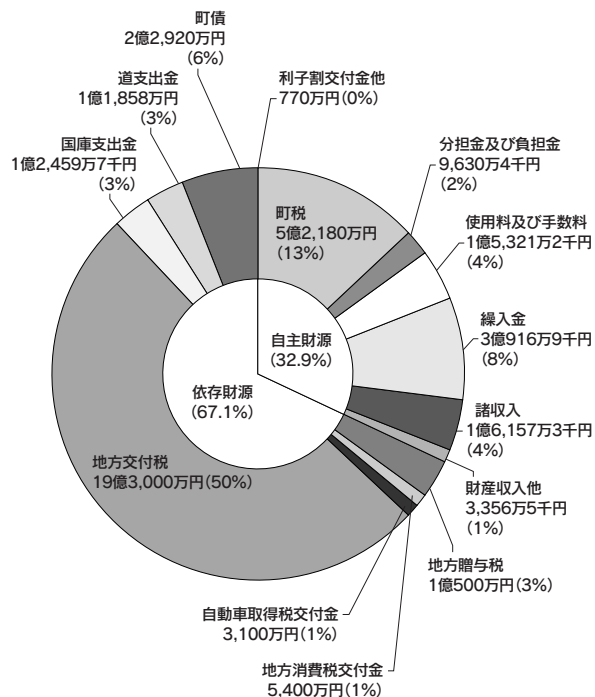
会 計 名	予 算 額
一 般 会 計	38億7,570万円
国民健康保険会計	8億3,450万円
老人保健会計	7,840万円
後期高齢者医療会計	6,390万円
介護保険会計	4億3,540万円
下水道会計	2億1,660万円
合 計	55億450万円

水道事業会計予算

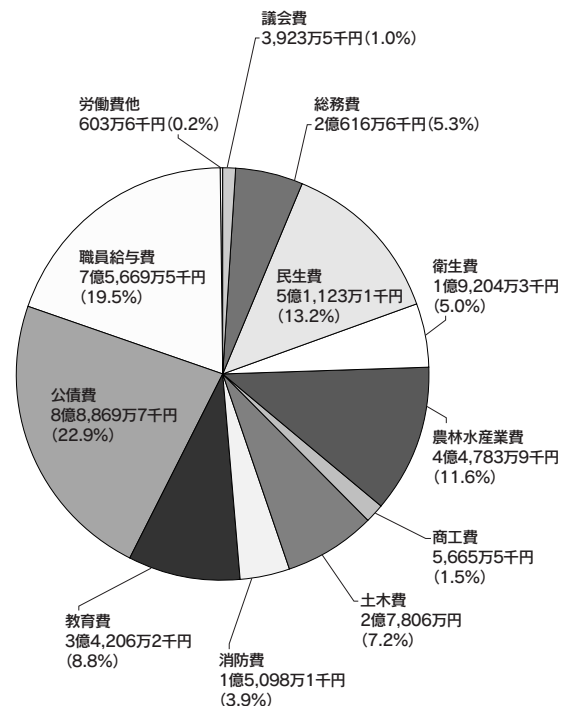
収益的収入及び支出	
収 入	1億8,306万8千円
支 出	1億9,666万3千円

資本的収入及び支出	
収 入	1,331万8千円
支 出	9,579万1千円

一般会計予算(歳入)の構成比率



一般会計予算(歳出)の構成比率



— 平成20年度各会計予算審査特別委員会 —

私たちの貴重な財源を

平成20年度各会計予算審査特別委員会は、3月17日から4日間開かれ、町の財政などについて、活発な質疑が展開されました。

どう活かすか

予算関連

Q 訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例の制定について、条例の周知手法の検討と、寄付者の智恵や思いを受け止め、更には、地場産品の紹介・流通も視野に入れた対応を考えるべきでないか。

A 各地の訓子府会との連携を始め、当地出身者のみならず一口5千円として、幅広い対象を考えている。さらにホームページを始め、様々な場面を通して、周知の努力をしたい。寄付者の思いを大切にし、その知恵と力も借りたいと思っている。また、特産物の紹介も検討してきた。

歳出

《総務費》

Q 元気なまちづくり総合補助金制度について、住民が取り組む、持続的発展を目指したまちづくり・まちおこしを支援するとしているが、いつまで続けるのか、また、支援の判断や町民への還元をどのように考えているのか。

A 国や道の支援を利用する考えを持っているが、支援対象については、審査委員会で審議し選択する

が、案件によっては増額の審議もあり得る。

次年度以降については、事業の効果やニーズを見ながら精査する。

《土木費》

Q 若富地区北一条線歩道整備工事について、今年着工する若富地区北一条線の歩道整備工事は、工事をする歩道上に車庫等の支障物があるが問題はないのか。

A 町内会との話し合いがあり、特に問題はないと考える。

《教育費》

Q 訓子府高等学校教育振興会議交付金は、27%増額となっている

が、これは町外へ進学する生徒と、教育待遇の不公平と言う考えもあると思うがどうか。また、この増額の効果はどうか。

A 訓高の存続は地域住民にとって、幼稚園から高校まで一貫した、教育環境の確保は極めて重要である。

訓高を存続し地域全体の学力の向上は、町の教育の基本と考える。

この存続運動の取り組みとして、昨年度より保護者の負担軽減処置として、新入学の準備金五万円、さらに、新年度から教科書代一万四千元を支給の方針である。

なお、19年度は就職率100%、20年度入学者数は前年より9名の増であり、運動の成果と評価している。



地域ぐるみで存続を願っている
訓子府高等学校

いっぱん質問

ここが聞きたい

3月の定例会では、7人の議員が一般質問を行い、町政を問いました。

一般質問の内容など3月定例会の会議録は、図書館に備えておりますので、ご覧ください。また町ホームページの「訓子府町議会」のサイトに掲載しております。

何故、今訓子府町民に

町民基本条例(仮称)が必要か

町長 まちづくりを進める仕組みとして
自治基本条例が必要である

佐藤 静基

議員



問 何故、今訓子府の町民にとってこの条例が必要なのか。

答 住民自治を基本とした、まちづくりを進めるための仕組みとして自治基本条例が必要と考えている。

平成9年4月1日からは地方分権改革推進法が施行され、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を運営する地方分権社会を迎えるにあたり、この条例整備の意義があるものと認識している。

問 「町民憲章」をどう評価し、「町民基本条例」との違いは何か。

答 町民憲章は、未来を展望した町民の願望であり、誓いであり、心の支えになるものとして制定されたものであり、これからも尊重していくが、その内容は努力目標にとどまり、法的な拘束力がない「宣言」である。自治基本条例は、自治体の憲法と

もいわれ、自治体運営の理念や住民参加の拡充による公正な自治体運営を図るための基本原則などを明文化し、さらに他の条例や計画などの策定指針、解釈指針として上位に位置付けられ、法的拘束力を有する点で、大きな違いがある。

問 条例のある町とない町の違いは。

予算編成ではどの事務事業を最優先課題としたのか

問 町長 基本的にはどんな財政状況にあつても福祉や教育に最大限配慮する判断したので理解していただきたい。

答 基本的には、どんな財政状況にあつても、福祉や子供達の教育には最大限配慮が必要と考えている。

基金を繰り入れての厳しい財政状況の中では、これらを後退させずに、維持していくかが課題である。

また、町が疲弊しないよう、定住促進の空き家活用事業など、将来の町づくりに結びつく事業など何点かの新規事業も予算化した。

10年先を見越し、優先度が高いと

答 条例ではなく、行政運営の基本的方針や基準を要綱としている自治体もあるが、要綱は法令としての性格はなく、規範性も弱いので、町民に認知されにくいと思われる。

一方、条例化によって、どのような理念や仕組みのもとで、自治体運営を進められるかを包括的に一覧でき、基本的な原則を法令として明文化により、町政運営の継続性や普遍性が保たれ、地域全体の自治意識の高揚や一体感が形成されることなどが期待できる点で違いがあると思われる。

問 「早期健全化団体」回避の見通しはあるのか。

答 健全化法により早期健全化計画に取り組まなければならない基準は四つある。

一つ目は、実質公債費比率が25%以上のとき。

二つ目は、実質赤字比率、これは標準財政規模により異なるが、本町の規模では15%以上のとき。

三つ目は、連結実質赤字比率が20%以上のとき。



将来を担う新1年生（訓子府小学校）

四つ目は、将来負担比率が350%以上のときの場合である。

いずれの指標も決算統計が終わらないと算出できないが、普通交付税の増減が大きく影響するので、軽々に見通せないが、指摘の実質公債費比率と将来負担率は、よほどのことがない限り回避できると考えている。

また、残りの実質赤字比率と連結実質赤字比率は、財政調整基金がなくなった時点で赤字決算となるので、20年度に実施する財政健全化戦略プランの取り組み次第である。

問 第5次訓子府町総合計画と財政健全化計画及び財政健全化戦略プランとの整合性はあるのか。

答 第5次総合計画は、町の将来像

を掲げた計画であり、近年の激変する財政状況では、具体的な年次計画を立て具現化するのには困難な状況にある。

また、総合計画と財政健全化計画である財政健全化戦略プランとの整合性を図ったうえで、長期計画の策定は理想としていっているところである。

可能な限り努力するが、長期計画、特に財政推計に限定すると、例えば地方交付税など地方財政対策が不透明な中では、信頼できる精度のものに成り得ないので慎重に対応したいと考えている。

佐藤議員はこの他、「ラスパイレス指標について」の質問があった。

「幸町道路整備事業」が実施されるが、これは新設なのか

町長「ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会」での意見集約や地元の要望などにより実施する

川村 進 議員



問 今年度予算案の中に「幸町道路整備事業」が実施されるとあるが、これは新設なのか。

答 この事業は、幸橋の歩道拡幅と駅構内を縦断する道路を新設するための調査を合わせて行うもので、鉄道で分断されている市街地を一体化するためにも、必要不可欠なものと考えており、これまで開催された全員協議会、ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会、鉄北地域の要望などにより実施したい。

問 銀河公園も含めた駅の北側は、一時避難場所に指定されていて、除



幸町道路整備事業予定地

ゴミ処理とゴミ収集について

問 町長 廃棄物処理は規制が多いが事案に応じ説明していく産業廃棄物処理と一般廃棄物処理の取扱いについてトラブルがあつたようだが、町側はどう対処しているのか。

答 産業廃棄物処理は、一般廃棄物よりも更に規制が多く、事案に応じ関係者に必要な説明をしたり、依頼に応じ職員が現地に出向き、確認や説明などを徹底していきたい。

問 資源ごみ収集に使用しているコンテナの数量が不足していないのか。また、町職員には物品の管理に

地方交付税が年々減る中

削減を緩和する手だてはあるのか

町長 取り組みには限界もあると思うが、許容される範囲での対応を検討したい

小林一甫 議員



問 さらになる行政改革をするとのことであるが、どの部分に手を入れようとしているのか伺いたい。

答 地方交付税などの一般財源の減少により毎年度多額の基金を充当している財政構造の改善を図るため、平成20年度中には、「訓子府町財政健全化戦略プラン」を策定し、特定の部分に限定することなく全ての領域にわたって、さらなる行政改革の具現化に努めていきたい。

問 町民基本条例（仮称）は、町民

甘さはないのか。

答 平成4年購入したもののうち3基が所在不明となっている。

今後、物品の適正な管理に努めていきたい。

川村議員は、この他、「町道東1丁目線歩道工事の後処理について」質問があつた。

の方に對してのアンケート調査が始まったが、事務方では内部検討に入っているのか。

答 「自治基本条例検討委員会」を設け、具体的に作業を進めることについて、内部で検討しているところである。

問 「地域包括支援センター」は高齢者の総合的相談窓口であるが、利用する方が気軽に相談できる配慮は十分なのか。

答 制度の趣旨に沿った対応を心がけ、住民の皆様が気軽に相談できる体制の充実に努めていきたい。

問 「子育て支援センター」は平成21年度開設とのことであるが、具体的に説明できるものがあれば伺いた

い。

答 訓子府町における子育て支援の現状と課題分析や、センターのあるべき姿などが話し合われており、今後、先進地の視察など行いながら、できるだけ早い段階に検討結果を示したい。

問 特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、小学校に特別支援教育支援員一名配置されるが、具体的にどのような支援なのか。

答 発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うものである。

問 「農地、水、農村環境保全向上共同活動支援事業」は今までは西富地区のみであったが、今年度から実地区、清住地区が採択に向けて要望して行くところがあるが、町財政から見て制限はないのか。

答 2地区内の河川愛護組合などが実施している事業は、「農地・水・農村環境保全向上対策事業」の対象になり、平成20年度の河川維持報奨金の予算から減額を行っており、財政的に有利な補助事業と考えている。

問 消防庁舎建設については今、耐震調査を進めているが、結果が早急に建て替えが必要となった場合、対応は考えているのか。



耐震調査を実施した消防庁舎

答 調査結果を待つてその後の対応を検討することになるが、仮に強度不足になった場合であっても、工法が建て替えとなるのか、補強となるのかは結果を見なければ分からない状況である。

いずれの場合においても、強度不足を解消する工事は、相応の工事費が必要とされることが想定されるので現在の厳しい財政状況の中、他の事業などとの整合性を図りながら、今後、工法も含め検討していかねばならないと考えている。

問 地域担当職員の配置は、具体的にどのように進めようとしているのか。

答 この制度は、地域に密着し、町民と同じ目線に立った行政運営を通

じ、協働のまちづくりを進めるためのものである。

町内会、実践会、行政とのパイプ役として、近隣町村や他地域の情報提供といった、職員の役割、サポートが期待されているところである。

問 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）を活用してメリットはあるのか。

答 通常業務でも頻繁に行われている、国、道、及び市町村間における電子メールのやりとりはもろろんのこと、厚生労働省、財務省、総務省などとのデータの送受信、児童福祉などの申請業務、さらに平成20年度からは、後期高齢者医療に関する広域連合とのデータのやり取りが行わ

れる。

庁舎内のネットワークと接続するLGWANシステムは、現在の行政の事務には欠かすことのできないシステムである。

問 地方交付税が年々削減される中、削減を緩和する手だてはあるのか。

答 普通交付税については、単位費用や各種補正係数の見直しにより、毎年減額されているが、町では、この対策として、町道に係る交付税を確保するための町道認定を議決した経過がある。

取り組みには限界があると思うが、許容される範囲での対応を検討させていただきたい。

福祉政策に携わる民生委員の役割りと位置付けについて

町長 町民と行政の協働による「地域で支えあい」の仕組みづくりに取り組みたい

西山由美子 議員



問 充実した福祉業務を進めるために、住民と民生委員と自治体がどの

ような連携をとっていくのか伺いたい。

まず、1点目は、高齢者への対応はどう考えているのか。

答 本町も高齢化が進み、65歳以上の割合は28%を超え、また一人暮らしの高齢者や、夫婦世帯も増え、あ

らゆる角度からの見守りが必要であるし、民生委員の役割りはますます重要になってくる。

今後も町との連携を強め、高齢者対策に取り組む必要がある。

問 児童問題への対応と、要保護児童対策協議会の設置をどう考えているのか。

答 本町には、2名の主任児童委員が配置されていて、学校や各種児童施設に積極的に関わっている。

要保護児童対策協議会は、関係機関と協議しながら、平成20年度の設置に向けて検討していきたい。

問 ふれあい推進事業の活用状況はどうなっているのか。

答 41名のふれあい推進委員が民生委員との連携のもと、福祉サービスが必要とする方の情報を把握し、そ

本町の酪農畜産業の実態とTMRセンターについて

町長 酪農畜産業の経営は厳しいがTMR構想に期待し協力・支援していきたい

問 本町の酪農畜産業の実態とTMRセンター設立の経緯はどうなっているのか。

答 平成18年以降配合飼料価格の高騰と肥料等生産資材価格も上昇しており、酪農畜産業の経営は大変厳しい。

平成19年の酪農家の収支は約3分

の情報は民生委員に伝えられ、住民が必要なサービスを受けられるよう対応したり、住民の健康や介護予防の活動もしている。

問 里親制度の周知はどのようにしているのか。

答 本町では、10月の里親月間にあわせ、広報誌での周知をしているが、今後も広く町民への周知に努めたい。

問 町内会活動と民生委員の連携と協力体制はどう取り組むのか。

答 高齢者や障がいのある方や子ども達への見守りや支援は、行政だけでなく、民生委員や町内会、実践会、社会福祉協議会、ボランティアなどとの連携が必要であり、町民と行政の協働による「地域で支えあい」の仕組みづくりに取り組んでいきたい。

の2の経営において貯金取り崩しなどの対応を要し、予断を許さない状況である。

TMRセンターは平成16年に酪農家有志で「今後の訓子府酪農を考える会」を発足し、話し合いの中でTMR構想が生まれ、具体的協議を経て、平成19年3月、6戸による法人

が設立され、今年6月の本格稼働に向け準備作業を実施している。

問 TMRセンターが酪農業に果たす役割と、町の支援策はどうなっているのか。

答 計画的な生産による良質飼料供給の核として期待され、労働力雇用による地域活性化や新規就農の養成機関としての役割、女性労働力軽減による後継者対策などその期待は、大きい。

町としても、農業委員会と連携し法人化育成事業による先進地調査や認定農業者への誘導、資金利用計画の調整等を実施してきたが、今後

今年から訓小に配置される特別支援教育支援員について

教育長 その状況に応じて資格や経験の有する支援員を配置することも必要である

問 支援員とはどのような資格・体験があるのか。

答 支援員は、学習面や生活面で特別な支援が必要な児童生徒に対し、授業の補完・補充、準備や後片付けの援助、日常生活動作の介助などを行う。

法的には資格や体験を有するとはなっていないが、その状況に応じて資格や経験を有する支援員を配置することも必要と考えている。

問 訓小の特別支援学級の実態と担



6月の本格稼働に向け準備作業をしているTMRセンター

「地域の酪農経営を支えるサービス事業体」として発展することを期待し、法人の経営について関係機関と連携し協力・支援していきたい。

任教師との連携はどのようになっていくのか。

答 平成20年度の学級編成では、情緒障害学級・知的障害学級・肢体不自由学級・ことばの教室の4学級で12名が在籍していて、このほかに、ことばの教室に幼稚園児を含めて19名の児童が通級し、発音等の改善に努めている。

担任教師との連携については、指導状況の確認や情報交換を行っている。

後期高齢者医療制度の4月実施の中止を求める必要はないのか

町長 4月から始まる後期高齢者医療制度に、町民の皆さまが戸惑うことのないような対応に努めたい

工藤弘喜 議員



問 町の制度説明会の開催内容と、町民の理解がどこまで広がったのか伺いたい。

答 各町内会、実践会、老人クラブや各種団体の集まりを利用して、2月末現在で延べ回数50回、延べ人数で約1,000人の方々に行っている。制度が複雑で分かりにくいこともあり、周知についてはまだ十分とはいえない。

問 診療報酬改定による、後期高齢者の医療内容について伺いたい。

答 特徴的なものとしては、糖尿病や高血圧などの慢性疾患の方を対象として、希望に応じて選択した医師が診療計画を作り、総合的、継続的に指導、診療することとしている。

また、在宅で安心して療養生活が送れるよう支え、本人の希望に沿った安心できる終末期医療をめざす内

容となっており、今後必要かつ適正な医療の確保が重要と考えている。

問 医療内容も示されていない中で説明会はまだ不十分ではなかったか伺いたい。

答 中央保険医療協議会から内容が示されたばかりであり、具体的内容が提示され次第、適正な対応に努めていきたい。

問 後期高齢者医療制度との関わりで、療養病床削減による本町の影響について伺いたい。

答 平成23年度末までに、介護型13万床の全廃、医療型25万床を15万床に削減し療養病床の再編成を行うこととしているが、北海道及び北網圏域では「地域ケア体制整備構想」を策定しており、その内容を踏まえ、地域医療の実態を十分考慮し、本町の住民に影響がないように高齢者に必要な医療サービスなどが提供されるように努めていきたい。

問 本制度の4月からの実施の中止と、この制度の当否も含め議論のやり直しを国や広域連合に求める必要

はないか伺いたい。

答 制度の見直しや改善を求める声があり、様々な問題を抱えていることは認識しているが、高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、医療制度を将来にわたり持続可能な制度とすることを目的とした本制度は重要と考えてる。

町民の皆様が戸惑うことのないような対応に努めていきたい。

国保税の特別徴収制度の本町における対象者は何名か

町長 正確な把握は困難な状況にあるが対象者数は843名、うち普通徴収64名となっている

問 特別徴収制度の内容と本町における対象者は何人なのか伺いたい。

答 世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で、年金額が年18万円以上、国保税と介護保険料合計が年金額の2分の1以下の人が対象となる。

対象者についての正確な把握は困難な状況にあるが、介護保険で抽出した場合、843名、うち普通徴収64名となる。

問 制度の実施や実施時期など、国からの強制及び自治体の裁量権は与えられているのか伺いたい。

答 特別徴収を実施しなくてもよい条件としては、平成19年4月1日現在の国保全被保険者数が1,000



後期高齢者医療制度説明会

人未満の自治体と国保税の収納率が平成16年度から平成18年度平均で98%以上であること、さらに口座振替及び納付組織の納付が85%以上であること、そして2か年以内に国保システムの改修が予定されている場合の4点であるが、基本的には裁量権は認められていないものといえる。

実施時期は平成20年4月1日からとされているが、10月までには実施しなければならぬ。

問 一律に強要することはふさわしくないと考えるが、納付相談や支援を求められた時の対応について伺いたい。

答 納付相談については適宜受けていきたいと考えており、近隣の状況

なども参考に対応したい。

町民への周知については機会をみて広報などで周知したい。

安心して暮らせる福祉のまちづくりをどう進めていくのか

町長 町内会、実践会や民生委員、ボランティアなどとの連携を図りたい



問 「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」誰もがそう願っているが、厳しい財政運営の中で、どのような政策を進めていくのか。

答 財政状況が厳しいとはいえ、住民が安心して暮らせるまちづくりが行政最大の使命であると認識している。

一人暮らしの高齢者など、支援を必要としている方が増えている現状では行政だけでは対応は難しく、町内会、実践会や民生委員、ボランティアなどとの連携を図りながら、ひとりの不幸も見逃さない仕組みづくりに努めていきたい。

問 「災害弱者」の実態把握と適切な支援ができていくのか。

工藤議員はこの他、「財政健全化戦略プランに取り組む基本的姿勢について」の質問があった。

河端芳恵 議員

一般質問は要約されて掲載しています。

「議会だより」では、一般質問について最初の質問・答弁内容を要約して載せております。

質問・答弁の全文(特に再質問以降)については、誌面スペースの都合から載せることはできませんが、詳しくお知りになりたい方は、会議録を図書館に備えておりますので、どうぞご利用ください。

町民参加のまちづくりをどう進めるのか

町長 「夜間町長室開放」などで広くご意見やご提言を
いただきたい

問 町長は「住民が主役、住民参加のまちづくり」の推進をめざしているが、住民の意識改革は進んでいないと思う。「みんなのふるさと懇談会」や「夜間町長室開放」などに参加していない人の声をどのように受けとめていくのか。

答 平成19年度では「夜間町長室開放」が8回で25人、「みんなのふるさと懇談会（ふる懇）」が延べ5回で60人と、回数や参加人数も多いとは言えない。

今後、PRを進めて「夜間町長室

開放」などで広くご意見やご提言をいただきたい。

問 人口の半数以上は女性だが、女性の声を届ける場が少ないが、各委員会や審議会に占める女性委員の比率はどの位なのか。

答 平成20年度は約26の委員会があり、総数290名の委員の内女性が63名で21・72%の割合となっている。現在の各種委員選考にあたり、男女の区別はないので、今後においても積極的に女性を委嘱していきたい。

これからのまちづくりとその課題について

町長 広報・広聴活動を充実し、行政と住民・
議会が連携してまちづくりを進める

上原豊茂 議員



問 地方自治の本旨をもって、自治体運営を目指す姿勢は評価するところである。

行政は、荒々しく大きく変化させるものではないが、変わるべく方向を明確にすることは重要であり、それらを十分理解できる環境を、構築する努力が行政には求められるとの観点から、次の点について町長の所見を伺いたい。

「町民こそが主役」を理念とする

町政推進について、施策をどのように考えているのか。

答 政策決定の過程に町民の意見が反映される仕組みが必要であり、ものによっては、地域が責任をもって取り組むことも必要となる。

現状を正しく理解いただくことが重要であり、「まちづくり懇談会」や「みんなのふるさと懇談会」をはじめとする広報・広聴活動を充実・強化していくことが必要と考える。

あわせて、行政と住民、そして議会が連携しまちづくりを進めるために、自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めている。

問 財政安定と町民が夢をもてる取り組みについて伺いたい。

答 経済状況が厳しく、企業誘致など即効性のあるものは、困難である。

20年度は、住宅事情により町外に転出した若者世帯がUターンできるように、転出抑制のために、定住促進空き家活用事業に取り組むほか、町民グループが自主的に取り組む事業を支援するための元気なまちづくり総合補助金制度創設などを新たに予算化させたほか、道営畑総事業をはじめとする継続事業にも配慮した。

問 役場内の連携の充実強化について伺いたい。

答 平成11年度116人いた職員は、



柏丘で開催された「みんなのふるさと懇談会」

現在、88人にまで減少しており、職員個々には相当負担がかかっている。町民の皆様から提案される様々な課題に対し、庁舎内全体の連携を強めていかなければならないので、課長会議はもちろんのこと、平成19年度からは、必要に応じ、係長会議、さらには関係会議を開催し、課題解決に努めている。

地方分権が推進されることに伴い、事務事業がさらに増大し複雑化していくことが予想され、行政と議会、地域住民が一体となった効率的なまちづくりを進めていかなければならない現状を考えると、組織内外の連携は益々重要になってくることから、こうした指摘が出ないよう、職員に対し注意をうながしていきたい。

委員会レポート

各常任委員会の活動として、平成19年度において議会閉会中に行った所管事務調査の結果について、各委員会から次のとおり報告があった。

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会では、次のとおり調査所見をまとめ、議長に報告した。

○調査期日 平成19年6月4日、7月2日、7月10日、8月10日、8月28日、10月16日、11月26日

平成20年1月22日

○調査方法 資料調査、現地調査
○調査所見

(1) 予定価格の事前公表については、5年を経過したこともあり、実勢価格を模索するなどの課題について検討する必要がある。

(2) 行政改革と今後のまちづくりを考慮した中で、職員の勤務状況について精査する必要がある。

(3) 町の財政状況、今後の財政見通しなどについては、町民と行政が共通認識に立てる情報を提供する必要がある。

(4) 国民健康保険事業の運営については、後期高齢者医療制度の開始に伴い、今まで以上に対応を検討する必要がある。

(5) 町税等の滞納者については、最終的に徴収できるよう、より一層の努力をする必要がある。

(6) 福祉政策の制度改革に伴う様々な

課題の対応について、検討する必要がある。

(7) 保育園の保育時間については、アンケート調査結果を参考に、要望実態に合わせた保育時間の延長を検討する必要がある。

(8) 町営温水プールについては、運営状況と利用状況を精査して、開設期間等を検討する必要がある。

(9) 図書館については、施設が手狭になつてきていることから、公共施設全体の活用方法を含めて、図書館の場所を検討する必要がある。

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会では、次のとおり調査所見をまとめ、議長に報告した。

○調査期日 平成19年7月12日、7月27日、8月24日、10月5日、11月21日

平成20年1月24日

○調査方法 資料調査、現地調査
○調査所見

(1) 農業振興については、農業情勢の変化に応じて情報を早期に把握・収集し、その後の対応について、現状の厳しい農業経営状況を踏まえた取り組みが必要である。

(2) 町営牧場の運営については、管理技術の向上が認められるが、近年

の厳しい酪農情勢などから入牧頭数が減少していることもあり、事業収支を改善させるためにも、入牧頭数の確保に一層の努力と、今後とも積極的に関係機関・各組織と十分協議して、効率的・健全な運営を目指す必要がある。

(3) 温泉保養センターの運営については、最近の生活環境や諸情勢から、利用者数の減少などにより、事業収支の改善がされていないことから、指定管理者制度の導入を含めた抜本的な管理運営に取り組む必要がある。

(4) 町営住宅使用料の滞納解消に、今後とも努力する必要がある。町営及び町有住宅の維持管理については、古くなった教員住宅の空き家が目立っているが、改修を行う場合は、使用目的や入居希望者を考慮し、改修経費や適正な住宅使用料を検討し、有効的な運営に努める必要がある。

(5) 水道事業については、利用水量の安定・安全確保が求められているなか、漏水調査も行われ、効率的な事業効果、改善に努力されているが、依然事業収支は厳しく、町の財政負担が大きいことから、今後とも事業運営の適正化の取り組みが必要である。

自治功労者表彰受賞

長年、町議会議員として活躍された、星賀讓元議員と田中與士信前議員が全国町村議会議長会から表彰を受けました。星賀元議員は昭和50年5月から平成15年4月まで、田中前議員は昭和54年5月から平成19年4月までともに28年間、町議会議員として在職し、地方自治振興に寄与された功績を称えたもので、2月26日に橋本議長から表彰状が伝達されました。



田中與士信前議員

星賀讓元議員

議会の主な活動

2月

- 3日 第29回さむさむまつり（議長出席）
- 5日 道路特定財源の確保を求める全道緊急総決起大会（札幌市 議長出席）
- 18日 財産審議委員会
- 25日 網走支庁管内町村議会議長会定期総会（上湧別町 議長出席）
- 27日 議会運営委員会

3月

- 28日 産業建設常任委員会
- 29日 北網広域圏組合議会定例会（網走市 議長出席）
- 1日 訓子府高校卒業式（議長出席）
- 4日 議会広報特別委員会
- 11日 第1回定例会
- 12日 議会運営委員会
- 13日 全員協議会
- 14日 全員協議会
- 17日 全員協議会
- 18日 議会運営委員会
- 21日 議会広報特別委員会

4月

- 26日 議会広報特別委員会
- 7日 訓子府小学校入学式（副議長出席）
- 7日 居武士小学校入学式（議長出席）
- 8日 訓子府中学校入学式（議長出席）
- 8日 訓子府幼稚園入園式（議長出席）
- 11日 訓子府高校入学式（議長出席）
- 17日 議会広報特別委員会
- 21日 議会広報特別委員会

身近な町政を体験してみませんか。

議会を傍聴しましょう

議会中の議場の様子を庁舎1階町民ホールにおいて、テレビでも放映しています。



平成20年第2回

定例会は6月中旬に開催する予定です。議会傍聴に関するお問い合わせは、議会事務局 ☎47-2184へ

あとがき

今年の冬は近年にない少雪で、すでに黒々とした土が顔を出し、農作業も本格的にスタートしました。3月11日から、平成20年第1回定例会が始まり、厳しい財源の中で、町政執行方針や平成20年度予算に対して、多くの一般質問があり、同17日から4日間、予算審査特別委員会での質疑が行われました。

昨年から大幅な議員定数の削減があり、9名のうち4名は新人議員ですが、町政について、前向きな厳しい意見もあり活発な定例会であったと思います。

一方、国会では、年金、防衛費、食の安全、後期高齢者医療制度、少子高齢化などの問題、特に道路特定財源などは本町にとっても一年に約6,650万円の削減が予想されるなど、大変な時代である事は事実であります。私たちが議員は町民のため、本町のために、今後も努力してまいります。

議会広報特別委員会では、毎回読み易い紙面づくりを目指し、協議していますが、「議会だより」へのご意見、ご感想は、気軽に議会事務局へお寄せ下さい。

議会広報特別委員会委員

山本 朝英